

財団法人日光市公共施設振興公社寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人日光市公共施設振興公社（以下「公社」という。）という。

(事務所)

第2条 公社は、事務所を栃木県日光市に置く。

(目 的)

第3条 公社は、日光市内に設置された公的施設の管理運営を行うとともに、観光客へのサービス向上のための事業、並びに当該施設を活用した文化及び体育の振興を図るための事業を実施することで、観光都市としてのイメージアップを図り、地域社会の発展及び健康で豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 教育文化施設、体育施設、福祉保養施設、都市公園、衛生施設、駐車場等の管理運営
- (2) 観光施設の美化清掃等の実施
- (3) スポーツの普及啓発を図るためのスポーツ教室等の実施
- (4) 芸術文化の振興を図るための各種講座、展示会等の実施
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 公社の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 合併時に財団法人日光市観光施設管理公社から引継いた財産
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 公社の資産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立に際し基本財産として指定された財産
- (2) 設立後に基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産
- (4) 合併に際して基本財産として財団法人日光市観光施設管理公社から引継いた財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、やむを得ない事由があるときは、理事会において、理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 会社の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 会社の事業計画及び予算は、理事長が作成し、当該年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

2 理事長は、前項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(事業報告書及び決算諸表)

第11条 会社の事業報告書並びに収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、理事長が作成し、年度終了後2箇月以内に、監事の監査を経て理事会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第12条 会社の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員、評議員及び事務局

(種別及び選任)

第13条 会社に、次の役員を置く。

(1) 理事長 1人

(2) 副理事長 1人

(3) 常務理事 1人

(4) 理事(理事長、副理事長及び常務理事を含む。) 5人以上10人以内

(5) 監事 2人

2 理事及び監事は、評議員会が推薦する者のうちから理事会において選任する。

3 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選により選任する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事及び監事の職務)

第14条 理事長は、会社を代表し、会務を総括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

- 4 常務理事は、日常の事務を処理する。
- 5 監事は、この寄附行為に定めるもののほか、民法第59条に規定する職務を行う。

(任期)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合において、理事会は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬)

第17条 役員には、報酬を支給することができる。

- 2 役員の報酬額は、評議員会に諮問した上、理事会の議決を経て、理事長が定める。

(評議員の選任)

第18条 会社に、10人以上15人以内の評議員を置く。

- 2 評議員は、理事会において選任する。
- 3 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 4 評議員の任期及び解任については、第15条及び第16条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第19条 評議員は、評議員会を構成し、この寄附行為に定める職務を行う。

(事務局)

第20条 会社の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に必要な職員を置き、理事長が、これを任免する。
- 3 職員は、有給とする。

第4章 理事会及び評議員会

(構成)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第22条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算の決定

- (2) 事業報告及び決算の承認
- (3) その他会社の運営に関する重要な事項

(開 催)

第23条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(招 集)

第24条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事及び監事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第25条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第27条 理事会の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席した理事の過半数の同意をもって決する。

- 2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した者の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のなかからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(評議員会)

第30条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、この寄附行為に別に規定する職務を行うほか、理事長からの次の事項についての諮問に応じなければならない。

(1) 事業計画及び予算に関すること。

(2) 事業報告及び決算に関すること。

(3) その他公社の運営に関する重要な事項で理事会において必要と認めるもの。

3 評議員会の議長は、その評議員会において、出席評議員のなかから選任する。

4 第23条、第24条及び第26条から前条までの規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」とそれぞれ読み替えるものとする。

第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第31条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第32条 公社は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定により解散するほか、理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員現在数のそれぞれ4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の許可があったとき解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、かつ、主務官庁の許可を得て、地方公共団体又は公社と類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

第6章 雑 則

(委 任)

第33条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この寄附行為は、公社の設立許可のあった日から施行する。

2 公社の設立当初の役員及び評議員は、第13条第2項及び第3項並びに第18条第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによるものとし、その任期は、第15条第1項及び第18条第4項において準用する第15条第1項の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成6年3月31日までとする。

3 公社の設立初年度及び次年度の事業計画及び予算は、第10条第1項及び第22条第1号の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

4 公社の設立当初の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成6年3月31日までとする。

附 則

1 変更後の寄附行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則 (財団法人日光市観光施設管理公社との合併関係)

1 変更後の寄附行為は、合併の効力発生日から施行する。

附 則

- 1 変更後の寄付行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。